

■ 令和2年11月19日～11月20日 総務警察委員会県外調査（香川県・徳島県）

1 香川県議会（11月19日）

【調査目的】

かがわコロナお知らせシステムの導入について

【調査概要】

かがわコロナお知らせシステムの導入について説明及び質疑応答を実施

<説明の概要>

1. かがわコロナお知らせシステムの導入について

（政策部政策課 情報通信産業振興室、健康福祉部 薬務感染症対策課）

○導入の経緯

香川県コロナお知らせシステムを8月11日から運用開始。

緊急事態宣言が全国で出され、5月下旬に解除、6月以降各種イベントが再開され、経済活動が活発化する一方、7月以降コロナ陽性者が少しずつ増えてきた。事業者、利用者双方が感染防止策を第一としつつ、社会経済活動を両立させていくための一つの手段として、香川県コロナお知らせシステムを導入。

○システムの概要

香川県では、3月に（株）LINEからパーソナルサポートというサービス展開したということで、無償のアプリサービスとアカウントの提供を受けた。

そのサービスを新型コロナ対策パーソナルサポートとして展開するため、QRコードを利用して運用。QRコードを店先に貼っていただく一方で、利用者はこのQRコードを読み込んでいただき、感染者が出たときに後からLINEで通知する。

感染者が接触した可能性がいち早く分かり、自分に症状がなくとも行動に注意を払っていただくことができる。万が一感染していた場合、保健所のサポートや検査を受けたりということで、一早く自分の行動を気をつける一助となり、事業者も利用者も相互にメリットがあるものとして、お願いしている。

○利用方法

LINEを活用し、事業者、利用者共にまず新型コロナ対策パーソナルサポートへの友達登録が必要となる。その上でお知らせシステムを利用、店舗、イベントでQRコードを掲示することが必要となる。

LINEの公式アカウントから事業者がQRコードの発行を申請。LINEのクマのキャラクターに従って、店舗の名称、業態、住所、責任者氏名、電話番号を回答していただくと、QRコードが印刷できる仕組みになっている。それを店先に掲示していただければ、事業者の作業は完了となる。

利用者は店舗で掲示しているQRコードを読み取ると登録が完了となる。利用者にとっては非常に簡単で、他府県ではメールアドレスを登録する場合があるが、その場合、メールアドレスを打たないといけない。このシステムは読み取るだけで完了する。

利用者の中にLINEの個人情報を心配される方がいるが、このシステムはLINEのユーザーを特定するための識別子とQRコードを読み取った施設の名称、読み取りの日時だけであり、利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスをその場で入力することもなければ、どこから取ることもできないことになっている。

特徴としては事業者の導入も利用者のQRコードの読み取りももともとの友達登録さえできていれば、行える。ただし、QRコードは店舗、イベント、読み取りの日時で同じ時間帯に感染者がいたということを蓄積しなければならないので、読み取りをその都度やっていかなければならない点が利用者にとって面倒なところ。

厚生労働省のCOCOAは一度スマートフォンにアプリを導入して、Bluetooth

h さえオンにしておけば、その都度読み取りの必要はない。

新型コロナ対策システムは特定の会場、施設との接触を把握するものであり、効果は限定的。一方で新型コロナウイルス感染症は換気の悪い施設内で起こることもあり、集団感染対策といった部分においては同じ場所にいた方に一斉に通知ができることは、有用なところ。

それぞれのシステムに特徴やメリットがあるので、状況に応じ、ご自分で積極的にご活用いただきたい。

○通知方法

保健所がまず感染者の行動履歴、不特定多数が出入りする場所に長時間滞在していたとか、周りの感染状況とか、濃厚接触と思われる方に連絡がつく状況かどうかなど、総合的な疫学調査に入る。それらを総合的に勘案した上で県がシステムを通じ、LINEのトーク画面に、新型コロナウイルスに感染した方と同じ施設やイベントを利用していたというお知らせと相談窓口のご案内を記載したメッセージを送る。

これによりシステムの利用者がいち早く自分が感染者と接触した可能性があるということがわかり、感染拡大防止の対応や、場合によってはPCR検査を受けることも含めての対応が期待される。

○現在の利用状況

一昨日、11月17日現在、県内の登録店舗数 1,008店、QRコード読み取り件数は7,460件、システムによる接触が疑われる方への通知実績は今のところ0件。

導入時、HP、広報誌、ラジオ、テレビと県の広報媒体を使い広報し、事業者に関しては各業界団体の講習会でシステムを紹介、Go Toイート参加飲食店にも周知した。大きな混乱はなかった反面、まだまだ登録店舗数が伸び悩んでいる状況。

<質疑応答>

Q 飲食店で濃厚接触と疑われるのはわかるが、スポーツ施設等大きな会場で見つかった場合、保健所はどのような判断をするのか。COCOAであれば、近くに15分間いて、必要があればPCR検査につなげられるが。

A 大きなイベントの場合、誰に通知するのか難しい。時間やエリア、感染管理がどの程度できているのかを含めて判断し、必要があれば、絞った形で通知するしかないのではと思う。

Q 登録数が伸び悩んでいるのは少し面倒なところが原因なのか。

A 室内のイベント、文化祭など主催者が受付になっていると思われるところで、カウント数が集中して伸びるときがある。広報していかないと思う。

Q 県民に対してどのような広報をされているのか。また県民の反応は。

A 県のHP、テレビ、ラジオで広報。またGo Toイート参加の飲食店の実際の店舗にチラシを置いた。新聞の一面広告まではしていない。
これからさらに周知徹底していきたい。

Q 通知実績はないということだが、実際に通知されたらPCR検査をどうするか。通知のあった人は全てPCR検査を受けられるようにするのか。

A 数にもよるが、PCR検査につなげていきたい。



2 香川県消防学校・防災センターについて（11月19日）

【調査目的】

消防学校・防災センターの概要について

【調査概要】

消防学校・防災センターの概要について説明及び質疑応答を実施

<説明の概要>

○施設の概要

- ・平成17年完成
- ・敷地面積 約5万平方メートル
- ・建物 建築面積 1,283.53㎡ 延面積 6,739.85㎡
 - 教育棟（2階建） 建築面積 2,626.07㎡
 - 宿泊棟（4階建） 建築面積 1,981.46㎡
(20室、収容可能人数 80人)
 - 屋内訓練場（1階建） 建築面積 1,948.50㎡
 - 高層訓練塔（12階建） 建築面積 708.36㎡
 - 救助訓練棟（A・B・C棟） 建築面積 418.50㎡
 - 水難救助訓練施設（プール） 288㎡
 - 放水訓練施設 3,430㎡
 - 倒壊家屋訓練施設 120㎡
 - 水防訓練施設、瓦礫救助訓練施設、車庫、グラウンド、その他

○教育訓練

・基本方針

社会の急速な進展に伴う、消防環境の変遷に対応し得る消防職員及び消防団員を養成するため、消防の責務を正しく認識されるとともに、人格の向上、知識技能の習得、体力の錬成、規律の保持、協調精神の醸成を図り、もって公正かつ能率的に職務を遂行し得るよう、その資質を高めることを目的とする。

・消防職員教育の種類

教育訓練の種類	内 容
初任教育	新たに採用した消防職員を対象に、基礎的教育訓練を実施
専科教育	現任の消防職員を対象に、専門の分野について、高度な知識及び技能を習得されるために実施
幹部教育	監督的立場にある者を対象として、消防職員の幹部に必要な知識技術、指揮能力等を習得させるため実施
特別教育	特定の分野について特別教育として講習を実施

・消防団員教育の種類

教育訓練の種類	内 容
初任教育	入団3年未満の消防団員を対象に、基礎的教育訓練を実施
専科教育	現任の消防団員を対象に、専門的な消防教育訓練を実施
幹部教育	消防団幹部としての必要な知識技術を習得させるため実施
特別教育	消防団の要請により消防実技訓練を実施

○その他

- ・ 県・市町村職員防災研修及び自主防災組織教育
- ・ 消防研修実績

消防職員	毎年	約300人
消防団員	毎年	約200人
県職員ほか	毎年	約250人

<質疑応答>

Q 建物に入ったときの津波に関する垂れ幕があった。消防学校は海に近いので、気になったのだが、このあたりは浸水被害は起きないのか。

A 消防学校の周りに突堤で囲っている。津波被害はこちらはない。この施設は元塩田であり、H16に高潮被害があったがこちらは浸からなかった。

<施設見学>

消防学校、防災センターの施設見学



3 徳島県議会（11月20日）

【調査目的】

PFIによる警察署庁舎整備について
徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例について

【調査概要】

PFIによる警察署庁舎整備、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例について説明及び質疑応答を実施

<説明の概要>

1. PFIによる警察署庁舎整備について<警察本部警務部>

○徳島中央警察署の現状

県下最大の警察署で所員数は約260名、昭和46年に建築され、築49年が経ち、老朽化、狭隘化が著しい。また南海トラフ地震による津波被害、吉野川の浸水も予想される。

○PFIの導入

平成27年に内閣府・総務省から要請があり、本県において、事業費総額10億円以上の新築工事等に従来方式からPFI方式を検討しようではないかという規定を策定。

警察庁舎を整備しようということで、施設整備で約50億円、維持管理を30億円ということで、計80億円で事業を検討することとなった。

部内アンケートを取り、有識者会議を設置し、どういう場所に設置したらいいか、どう機能をさせたらいいのか検討。

PFI導入可能性調査を実施し、実施方針公表、事業選定、入札、落札となり、今後の維持管理を含む契約となった。

PFI手法は地元事業者が参画しにくいのではという指摘があり、県議会含めステップを踏んで丁寧に説明を行い、事業を進めていった中で、基本構想を策定した。

○PFIの利点

事業が進まない理由として、お金はあるが設計者がいないという問題がある。

昭和40年代の公共事業たくさん作っているときは、共通仕様書でどこの県でもたくさん建てられていた。最近の県警察には設計できるスタッフがいない。

このため、設計を業者に委ねて建築していく手法としてのPFIを検討した。PFIとは何か。今までは設計業者に設計を委託し入札、建築は建築で設計に基づいた入札をし、維持管理は維持管理で入札するといったかずかずのステップを踏んで事業を進めてきた。PFIは設計・建築・維持管理を一括して発注することができるという利点がある。

PFI導入により、設計士が設計し、建築する段になってこのようなことできないとなったり、この単価でできないと入札不調になることがない。基本的ノウハウは業者にお任せして、進めていくことが可能。

入札に参加する業者がいないと入札が成立しないので、事前にヒヤリングを実施。VFM（Value for Money）とあるが従来方式に比べて価値があるかどうかを検討し、約5%の経済削減効果があったという結果が出たので、PFIに踏み切った。

○PFI事業の実施

徳島裁判所跡地に建設することになり、予定価格は設計・建築・15年の維持管理及び警察本部の維持管理（年間約1億円）併せて87億円だった。PFIは事業規模が大きくなればなるほどスケールメリットが出て、財政節減効果も生まれるということで、維持管理は警察本部分も併せて発注をかけた。

要求水準書として先方に概略をイメージさせ、民間ノウハウが活用できる発注とした。

維持管理に食堂運営はある。警察は留置施設があり、留置人の食事を用意しないといけない。犯罪も減ってきて、留置人が一人という場合があり、法務省で決まっている安い単

価で作って持ってくるというのは業者に負担がかかり、難しい。留置人の食事をどうするのかという問題があるので、今回、大きな警察署を作り、周辺の留置施設を抱き合わせて、食事も併せてやっていただくことを制度設計の中に組み込むこととなった。

事業者の選定は有識者からなる選定委員会でニュートラルに提案を選定してもらった。また、地域経済への配慮を評価し、地元が入りにくいという指摘に配慮した。

<質疑応答>

Q 徳島県警の重犯罪検挙率は昨年全国一位だったと思う。いろいろな改善が行われていることもあって、検挙率が上がったのかと思う。

交番・駐在所等16か所をPFIにより一括契約をされたということだが、地域・場所が点在している中、入札に当たり、地元の事業者の門戸をどれだけ広くされたのか。また、入札事務に対するハレーションはなかったのか。

A 駐在所の建築費は概ね4000万円前後、地元業者を優先してきた。本事業でも導入調査を実施し、地元業者の参画意欲を調査した。地元の参入可能な入札とし、地元事業者にも門戸を開いている。

議会の総務委員会に年間2か所の整備であれば、100年かかってもできないと指摘があった。統廃合の問題もあったが、議会のご理解も得て実施した。

Q PFI方式で食堂運営を収益化したということだが、見立てとして民間事業者はどのくらいの収益をあげることになっているのか。

A 食堂部分は独立採算になっている。法務省の単価が決まっており、そのお金の収入だけで利益を出している。留置人の数により変わるの、別に支払っている。

Q 旧の東署を整備されたが、現在ある10の警察署の整備はどう考えているのか。

A 施設を現状のまま整備しようとする、と財政にも負担がかかる。15あった警察署を5署統合した。統合すると運用のスケールメリットがあり、施設整備と併せて行った。

交番・駐在所については、駐在所を半分にして、交番を倍にしようという計画。駐在所を潰すという計画ではなく、24時間対応可能な交番を増やす計画。犯罪認知から24時間事案を見守る必要があるの、交番の機能が必要。

施設整備だけではなく統廃合もセットで行っている。

Q 全国的にPFI方式で警察署を建設、維持管理しているところはあるのか。

警察署は特殊な中身かと思うので、PFIで事業されるのは、事業者と設計段階から話し合わせ、ご苦労があったのではないかと思うが、その辺の課題等はあったのか。

A 私が把握している範囲では、警察本部庁舎を整備しているのは千葉と山梨県警。警察は原宿警察がPFIを使って整備しているが庁舎単独ではなく周辺整備も含めて、東京都の事業の一環として警察署を整備した。警察庁舎単独では徳島県警察が初めてである。

留置施設は特殊な機能である。また、1階2階部分をを駐車場にしたという施設もあまりない。

今回、設計の東畑建築事務所は警視庁の設計に携わっているので、ノウハウを持っており、我々の持っているノウハウより彼らの持っているノウハウの方がグローバルでメリットが多かったように感じている。



<説明の概要>

2. 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例について

(危機管理環境部 危機管理政策課)

○本県の新型コロナウイルス感染症の体制

新型インフルエンザ特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策本部を設置し、各部局が連携してコロナウイルスの対策を取っている。医療機関の調整、感染者の積極的疫学調査は保健福祉部、企業とのやりとりは、商工労働観光部、畜産漁業に関しては農林水産部といったようにそれぞれ役割がある。私ども危機管理環境部は対策本部の運営、県民事業者に対する周知啓発といった部分を担当している。

○本県におけるコロナウイルスの取組、感染者

4月5月の緊急事態宣言下では感染者は落ち着いていた。5月末までの感染者数は5名だった。5月25日に緊急事態宣言が全面解除され、段階的に感染防止対策だけではなく、社会経済活動を引き上げていく、ウィズコロナ時代と言われる段階に移行し、解除と同日に県民の皆様においては、3密の回避、手洗い手指消毒の徹底、マスクの着用等日常的感染防止対策を、事業者に於いては各業界で定められた感染拡大予防ガイドラインの実践、換気・消毒の徹底等施設の安全確保を一つのペーパーにまとめ、新しい生活様式を定着させるため、徳島スマートライフ宣言という宣言を行っている。

7月に感染拡大予防ガイドラインを踏まえた事業者の取組を見える化し、県民に施設を安心してご利用いただけるよう、事業者の感染拡大予防の取組を自主宣告してもらい事業所に掲示してもらった。事業者版スマートライフ宣言というもの。業界団体に着目し、商店街やショッピングセンター、飲食業の組合、ホテル旅館組合等業界団体で自主的にガイドラインに沿った対策を行う事業者に、業界団体で認定し、加入されている店舗分のガイドライン実践店というステッカーを配り、貼ってもらった。1,100の事業者に参加いただいている。今後さらに増やすよう取組んでいきたい。

8月には本県でも5人から100人に感染者数が増え、クラスターも4件発生した。クラスターが発生したところと発生していないところも含めて巡回指導を実施し、9月には感染状況が落ち着いていたけれども、現在、感染者数が増加し、過去最多の感染者が出ている。

今後、冬になり季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるころだが、今一度、県民、事業者に感染拡大防止と社会経済活動引上げの両立を図っていくため、本条例を9月定例県議会に提案し、10月16日施行した。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例

条例のポイントは3点あり、チラシに記載している「事業者の感染防止策が義務」「クラスター等発生時の公表の流れを定め」「不当な差別的な取扱いや誹謗中傷を禁止」である。

事業者の感染防止策として「感染拡大予防ガイドラインの遵守」「事業者版スマートライフ宣言またはガイドライン実践点ステッカーの掲示」「とくしまコロナお知らせシステムに登録・掲示」に義務として取り組んでいただくことになる。

施行日当日に各世帯に折り込みチラシとして配布し、事業者はそのままこのチラシの裏側にある「とくしまスマートライフ宣言」を貼っていただき、宣言していただく。

「とくしまコロナお知らせシステム」については各事業者、施設に来られた方がそこに貼っているQRコードを読むことにより、感染者がその施設で発生した場合、同じ日にその施設を利用された方にお知らせのメールがいくようなシステムであり、これについても登録・掲示をお願いしている。

県民の役割として、基本的な感染防止策とともに感染予防に取り組んでいる店舗・施設を利用、COCOA・とくしまコロナお知らせシステムの活用を定めた。

クラスター等発生時の公表の流れについて、クラスターの具体的な定義は国で定められていないが県の条例では5名以上と定義している。クラスターが起こった場合やクラスターになる場合も含め、感染者の把握等、公表の流れを定めている。

差別的な取扱い等の禁止を条例に規定することで、正しい知識の普及、差別的な取扱いの禁

止に関する啓発を行っている。

今回の条例の施行に伴い、新たに条例の特設サイトを設け、さらに条例全般に関する問い合わせ窓口を設け、県としてわかりやすい発信に努めているところ。

<質疑応答>

Q このお知らせシステムは、香川県はLINEでされているが、徳島県はメールでされている。ランニングコスト、これまでの実績、お知らせがあった場合のPCR検査へのつなぎはどのようになっているか。

A システムについてオープンソースを活用しているところから非常に安価で運営されていると聞いている。実績は現在のところない。気づきをしてもらうものなのでPCR検査についてはダイレクトに繋がるわけではないが、最終的な判断は保健所で聞き取りを行うことになり、一つの材料にはなる。

Q スマートライフ宣言は個人商店とかが、新聞の折り込みで入っていたものを掲示するということだが、県としては基準、これは必ず宣言してもらおうというのがあるのか。

また、実際、その中身を確認しているのか。

A 今回の条例においては、県民の皆さんと事業者の皆さんには明確に規定している文言がある。そこに関しては各事業者に守っていただきたいところ。マッサージ等施設によっては接触も必要であることから、事業者ごとに取組内容が変わってくるのでそこは施設で考えていただきたい。代表的なところは宣言の上部に掲げており、それ以外の部分としては施設の換気、消毒の使用、ソーシャルディスタンス等が考えられる。

チラシの宣言には徳島県と記載しておらず、施設名で宣言をお願いし、施設の責任で貼ってもらっている。

ステッカーについては業界団体の取組であり、徳島県と記載していないが、貼っている店については県として把握し、HPに載せており、ステッカーを貼っているのにこれできていないといった県民のご意見もある。そのような場合は、県から各業界団体に連絡し、このような意見があるので巡回してくださいという対応をしている。

Q 条例に罰則規定を設けなかったのは何故か。

A 罰則については我々としてもどこまで規定するか考えた。ただ、実際運用するにあたって、義務と言いながら全部を公表するのは難しい。

国の新型インフルエンザ特別措置法も、実効性を問われているところもある。休業要請をかけてもあくまで要請であり、法律上は公表はできるがもう少し実効性ある取組ができないかということがあり、本県としても全国知事会等を通して、国に対して休業要請の実効性を持たせるための罰則等を要望している。

国の法律に罰則の動きがあれば本県としても条例に活用していけると考えている。国の動向を見ながら検討していきたい。

